情 報

魚病専門家有志会議による水産防疫体制の改善と見直しに関する提言

良永知義*

東京大学大学院農学生命科学研究科

(2023年10月12日受付)

魚病問題の解決のためには、国内外の防疫体制の継続的な見直しと改善が不可欠です。しかしながら、 我が国の防疫体制は約8年間にわたって見直しが行われておりません。そこで、平成26-27年に開催された水産防疫専門家会議メンバーを加えた魚病専門家の有志で検討し、農林水産大臣あての「水産防疫体制の改善と見直しに関する提言」を取りまとめました。提言とその説明資料は、2023年10月12日に農林水産省において高橋光男農林水産政務官に手交いたしました。以下にその全文をお知らせいたします。

2023年10月12日

農林水産大臣

宮 下 一 郎 殿

魚病専門家有志

水産防疫体制の改善と見直しに関する提言

我が国にはこれまでに多くの水産動物感染症が海外から侵入・まん延・定着するとともに、国内でも新興感染症が 発生し、養殖業や水産資源に被害を与えてきた。

現在も国内外で新興感染症が多発しており、また養殖の形態や対象種も絶えず変化している。そのため、新たな疾病の侵入・発生を防止し、発生した場合に迅速かつ効果的な措置を講じ被害を最小限に抑えるためには、最新の科学的知見・情報を収集し、それに基づいてリスク評価を行い、輸入防疫・国内防疫の対象動物と疾病および疾病リスクの管理措置を継続的に見直す必要がある。

農林水産省は平成26~27年に水産防疫専門家会議を開催し、国内外の疾病情報の収集を強化し、科学的知見に基づくリスク評価を行い、リスク管理措置を検討した。その結果、平成28年に水産防疫関連規則が改正され、防疫の対象動物と疾病が大幅に拡充され、水産防疫対策要綱も策定された。

しかし、前回の会議以降、水産防疫専門家会議は開催されず、リスク評価ならびに防疫対象動物と疾病およびリスク管理措置の見直しは約8年間行われていない。このような状況では、今後も新たな疾病が次々に侵入・発生し、養殖業や天然水産資源に大きな影響を与え、水産業だけでなく国民全体の利益にも長期的な損害をもたらすことが強く危惧される。

そこで、私たち、水産防疫専門家会議メンバーを含む魚病専門家有志は、水産防疫体制の改善と見直しのため、農 林水産省において下記の取り組みを可及的速やかに行うことを提言する。

記

- 1. 水産防疫専門家会議を開催し、最新の科学的知見・情報の収集およびそれに基づくリスク評価を実施するとともに、リスク管理措置を検討すること。
- 2. これらの活動を継続して行うための仕組みを整備すること。

以上

E-mail: yoshinaga-tomoyoshi@g.ecc.u-tokyo.ac.jp 〒113-8657 東京都文京区弥生1-1-1

東京大学大学院農学生命科学研究科

英語タイトル:Recommendations for Improvement and Review of the National Fisheries Biosecurity System by the Volunteer Council of Fish Disease Experts

^{*} 連絡者

「水産防疫体制の改善と見直しに関する提言」 共同提言者(魚病専門家有志)

水産防疫専門家会議メンバー (五十音順)

伊丹 利明 福山大学 教授

伊藤 直樹 東京大学 准教授

熊谷 明 宮城県水産技術総合センター 研究員

佐野 元彦 東京海洋大学 教授

中井 敏博 広島大学 名誉教授

廣野 育生 東京海洋大学 教授

福田 穣 大分県水産養殖協議会 事務局長

水野 芳嗣 媛すい有限責任事業組合 技術顧問

良永 知義 東京大学 名誉教授

水産防疫専門家会議メンバー以外(五十音順)

泉 庄太郎 東海大学 教授

加藤 豪司 東京海洋大学 准教授

笠井 久会 北海道大学 准教授

北村 真一 愛媛大学 准教授

酒井 正博 宮崎大学 教授

白樫 正 近畿大学 准教授

菅 向志郎 長崎大学 教授

中居 裕 岐阜県水産研究所 主任専門研究員

米加田 徹 岡山理科大学 准教授

吉田 照豊 宮崎大学 教授

渡邊 研一 東京農業大学 教授

和田 新平 日本獣医生命科学大学 教授

とりまとめ・連絡者

良永知義

〒113-8657 東京都文京区弥生1-1-1 東京大学大学院農学生命科学研究科

Email: yoshinaga-tomoyoshi@g.ecc.u-tokyo.ac.jp

電話:03-5841-5285

説明資料

我が国には、これまでに多くの水産動物感染症が海外から侵入・まん延・定着するとともに、国内でも新興感染症が発生し、養殖業や天然水産資源に被害を与えてきた。水産動物の感染症は、ワクチンや薬剤などの有効な予防・治療法の開発が困難なものが多く、また、天然魚介類に定着し人間にはコントロールできなくなったものも少なくない。したがって、これらの感染症の被害は短期間にとどまらず、永く継続することがしばしばである。

国内外で新興感染症が多発するとともに養殖業の形態 や対象種も絶えず変化していることから、新たな疾病の 侵入・発生を未然に防止するとともに、発生した場合に 迅速かつ効果的な措置を講じ被害を最小限にとどめるた めには、最新の科学的知見を・情報を収集し、それに基づいてリスク評価を行い、輸入防疫および国内防疫の対象動物と対象疾病および疾病リスクの管理措置を継続的に見直す必要がある。平成17年に防疫対象動物・疾病の追加・見直しを行った際、国会において、当時の農林水産省消費・安全局長(中川 坦 氏)は、水産防疫に関して、「海外の感染症について、情報収集・検討し、防疫対象動物・疾病の追加あるいは見直しを定期的に行っていきたい」という旨の答弁をしている(資料1)。しかし、その後、平成28年まで約11年間にわたって防疫対象動物・疾病の追加および、見直しは行われなかった。

農林水産省は平成26~27年に水産防疫専門家会議を開催し、国内外の疾病の発生状況等の情報の収集を強化し、科学的知見に基づくリスク評価を行うとともに、疾病リスクの管理措置を検討した(資料 2)。この会議におけるリスク評価と検討結果に基づき、平成28年に水産資源保護法施行規則および持続的養殖生産確保法施行規則が改正され、輸入防疫・国内防疫の対象とする水産動物ならびに感染症が大きく拡充された(資料 3)。また、同時に水産防疫対策要綱も策定された。

要綱のなかで、継続的なリスク評価の実施が明記されるとともに、水産防疫専門家会議がリスク評価を担う会議体として位置づけられた(資料4)。しかしながら、水産防疫専門家会議は前回の会議以降開催されず、リスク評価ならびに防疫対象動物と疾病およびリスク管理措置の見直しは約8年にわたって行われていない。

この間、国際的防疫が必要であることから世界動物保 健機関(WOAH)(旧OIE)が指定しているリスト疾病に ティラピアレイクウイルス病および十脚目イリドウイル ス病(仮称)が追加され、またWOAHアジア太平洋事 務局が地域重要疾病として四半期ごとの発生報告の対象 としている疾病にエビ類の中腸線微胞子虫症が追加され た。これらはいずれも国内未侵入の疾病である。これら 以外にも、新興感染症の発生を報告した科学論文も国内 外で少なからず発表されている。また、ギロダクチル ス・サラリス感染症および伝染性サケ貧血症は、強感受 性宿主であるタイセイヨウサケが国内には生息せず、養 殖もほとんどないということから、平成28年の規則改正 では防疫対象とされなかったが(資料5),近年,タイ セイヨウサケも国内で養殖されるようになった。さらに、 アワビヘルペスウイルス感染症は、オーストラリア産の アワビ類(グリーンリップアバロニ、ブラックリップア バロニおよびその交雑種)へも感染することが知られて いるにもかかわらず(資料6)、これらの動物は防疫対 象となっておらず、トコブシ、フクトコブシのみが防疫 対象動物となっている。

また、エビ類の急性肝膵臓壊死症(AHPND)は、輸入 防疫の対象でありながら、残念ながら国内に侵入した 186 良永知義

(資料 7)。このことは、現行のリスク管理措置では侵入を完全には防止できないことを示している。さらに、アコヤガイの新しい感染症(アコヤガイ軟体部萎縮症)が発生し、ブリ類等の α 溶血性連鎖球菌には従来のワクチンの効果が低い新たな血清型などが発生するなど、これまでに知られていなかった新興感染症による被害も生じている(資料 8、9)。

しかしながら、前述のとおり水産防疫専門家会議は前回の会議以降約8年にわたって開催されておらず、リスク評価も実施されていない。従って、防疫対象動物、対象疾病、リスク管理措置も見直されていない。このような状況では、今後も新たな疾病が次々に侵入・発生し、養殖業や天然水産資源に大きな影響を与え、水産業だけでなく国民全体の利益にも長期的損害をもたらすことが強く危惧される。

そこで、私たち、水産防疫専門家会議メンバーを含む 魚病専門家有志は、水産防疫体制の改善・見直しのため、 農林水産省において、水産防疫専門家会議を早急に開催 し、科学的知見・情報の収集と最新の情報に基づくリス ク評価ならびにリスク管理措置の検討を行うこと、あわ せて、これらの活動を継続して行うための仕組みを整備 することを提言する。

資料1:第162国会。衆議院・農林水産部会・7号議事 録

資料 2:水産防疫専門家会議の設置要領。平成26年 8 月 26日,消費・安全局,畜水産安全管理室 (https://www.maff.go.jp/j/syouan/suisan/suisan_ boueki/pdf/1_1youryo.pdf)

資料3:水産資源保護法施行規則及び持続的養殖生産確保法施行規則の一部を改正する省令の公布について。27消安5332号,平成28年1月27日

(https://www.maff.go.jp/j/syouan/suisan_boueki/attach/pdf/suisan_boueki_minaoshi-1.pdf)

資料4:水産防疫対策要綱。(6) リスク評価の実施

資料 5:輸入水産物に関するリスク評価書概要【魚類】 平成27年10月農林水産省 ギロダクチルス・サラリス感染症と伝染性サケ 貧血病のリスク評価書概要 (https://www.maff.go.jp/j/syouan/suisan/suisan_

資料 6:輸入水産物に関するリスク評価書概要【貝類等】 平成27年10月農林水産省 アワビヘルペスウイルス病のリスク評価概要 (https://www.maff.go.jp/j/syouan/suisan/suisan_ boueki/pdf/r_shell.pdf)

boueki/pdf/r fish.pdf)

201023_12.html)

資料 7:AHPND(急性肝膵臓壊死症)防疫専門家会議 の設置および開催について。令和 2 年10月23 日、農林水産省 (https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/tikusui/

資料8:アコヤガイの大量へい死に関する当面の対応について(注意喚起)。3消安第5786号,令和4年2月1日,農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長,水産庁増殖推進部栽培養殖課長(https://www.maff.go.jp/j/syouan/suisan_yobo/attach/pdf/akoya_death-2.pdf)

資料9:新たな型と思われるα溶血性連鎖球菌に関する 令和3年度調査の結果報告及び令和4年度調査 依頼について。4消安第1333号,令和4年6月 9日農林水産省・安全局,畜水産安全管理課長 (https://www.maff.go.jp/j/syouan/suisan/suisan_ yobo/attach/pdf/index-39.pdf)